

無担保住宅ローン

(しんきん保証基金付)

令和5年12月1日現在

商品名	無担保住宅ローン（しんきん保証基金付）
-----	---------------------

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・満18歳以上の方・安定継続したご収入のある方・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方・当金庫の会員になれる方<ul style="list-style-type: none">①当金庫の地区内に住所または居所を有する方②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。なお、会員となっていただかなくてもご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の職員にお問い合わせください。</p>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none">・申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅にかかる次の資金<ul style="list-style-type: none">①不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※「諸費用」とは、印紙代、登記費用、仲介手数料、住宅性能評価の費用、設計監理料、土地造成費用、解体工事費用等※①は、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可能です。※上記①に付随して必要となるインテリアや家電等購入資金も可能です。（ただし、①と合わせた申込みで100万円以内）※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入が対象となります。※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外となります。②申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除きます）から借入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料③申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関から借入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上の履行遅滞が1度もないものに限ります）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料

次のページに続きます。

	<p>【申込時点における対象となる物件の条件】</p> <p>申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの ※次のものは各種（仮）登記から除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当金庫貸付（事業資金、住宅ローン（代理貸付を含む）等）にかかる抵当権および根抵当権 本件の借換えで抹消となる他行住宅ローンにかかる抵当権および根抵当権 資金使途がリフォーム（増改築・修繕）資金またはリフォーム（増改築・修繕）の借換え資金の場合の他行住宅ローンにかかる抵当権
	<p>《空き家解体費用を取扱う場合の特例》</p> <p>④空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用等を含みます） ※④は、申込日時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可能です。</p> <p>⑤申込人が上記④を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除きます）から借入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p>
	<p>【対象となる空き家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申込人またはその親族が所有する建物であること 事業専用で使用していた建物ではないこと <p>【留意事項】</p> <p>a. 保証対象とならないもの</p> <p>次のいずれかに該当するものは、空き家解体費用の取扱いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 支払先が申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業 支払先が、申込人の配偶者、親、子 建物に抵当権等の設定があるもの
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> 1,500万円以内 ※1万円単位 (資金使途が空き家解体費用の場合は500万円以内) しんきん保証基金付無担保ローンの累計保証額が3,000万円以内とします。
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> 20年以内
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利選択型：お借入れ時3年・5年・10年のいずれかの固定金利特約期間利率をお選びいただけます。 変動金利型：「三菱東京UFJ銀行短期プライムレート」を基準金利とする周期連動型 固定金利特約期間終了後は、固定金利特約期間を再選択することも可能です。 固定金利特約期間利率を選択されない場合は、毎年2回、3月1日および9月1日を利率変動基準日（以下「基準日」）とした、直前の基準日時点の当金庫所定の変動金利型住宅ローン利率となります。 変動金利型無担保住宅ローンへ切り替え以降も固定金利特約期間利率を選択することができます。 ご融資利率に保証料は含まれています。

次のページに続きます。

ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済 ・ご融資金額の50%までボーナス返済も可能です。 <p>固定金利特約期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利特約期間中の毎回のご返済額は一定です。 ・固定金利特約期間終了後に、固定金利特約期間を再設定しない場合は変動金利型に切り替わります。 <p>変動金利期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定金利特約期間終了後の新返済額は新利率、残存元金、残存期間により新たに求められた金額とさせていただきます。 ・返済額の変更は、「基準日」を5回経過するまでは、その間に利率の変更があっても毎回の返済額は変更しないものとします。ただし、新返済額は従前の返済額の1.25倍を限度とします。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、原則保証人は必要ありません(※)。 ・原則として、「団体信用生命保険」にご加入いただきます。 <p>(※) 保証金額が1,000万円を超える場合で「団体信用生命保険」にご加入できない場合 お取り扱い条件が異なりますので、当金庫職員にお問い合わせください。</p>
手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・一括繰上返済、一部繰上返済、その他条件変更の場合には、別紙「融資関係手数料一覧表」のとおり、手数料をいただきます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の職員にお問い合わせください。

